

くらしの安心情報

情報ファイル NO.62

平成 21 年 4 月 10 日

娘が路上で呼び止められ、化粧品セットをクレジットカード契約したようです。高額なので解約させたいのですが…。

被害内容

【相談者 50代女性（契約者20代）】

都会に住んでいる娘から、「繁華街でアンケートに答えた後、エステサロンに連れて行かれ、1年分の化粧品約46万円をクレジットカード契約してしまった。どうしよう〜」と電話がありました。高額で、しかも強引な勧誘だったとのことで、解約させたいのですが……。

対処方法

これは、駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、営業所に連れて行き不安をあおるようなことを言って、商品やサービスを契約させる手口です。（キャッチセールスと言います。）

- ・ キャッチセールスは、法律で「訪問販売」に該当しますので、クーリング・オフ（契約書面を受取った日から8日間無条件解約できる制度）ができます。
- ・ 相談者には、娘さんに次のことを伝えるよう助言しました。
この契約は、クーリング・オフ期間だったので、すぐにクーリング・オフ通知を出すこと。
今後、目的のはっきりしない勧誘は毅然と断ること。
- ・ 県外にお住まいの場合、万一トラブルになったら、一人で悩まないで、早めに居住地の県や市等の消費生活センターにご相談ください。

アンケートに答えて
もらいませんか？



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233（消費生活相談）

076 - 433 - 3252（消費者金融・多重債務相談）

高岡支所 0766-25-2777（消費生活相談・消費者金融・多重債務相談）